

するものです。今回から、令和4年9月時点で18、19歳の方も裁判員候補者に含まれます。

#### ◆問合せ先

青森地方裁判所総務課庶務係  
☎ 017-722-5421

### 「女性の人権ホットライン」

#### 強化月間

青森地方法務局及び青森県人権擁護委員連合会では、下記の強化週間中、平日の電話相談時間を延長し、土・日曜日にも電話相談を行います。

相談は無料で、秘密は守ります。ひとり悩まず、相談してください。

#### ◆期間

11月18日(金)～24日(木)

平日 8時30分～19時

土日祝日 10時～17時

#### ◆電話番号

女性の人権ホットライン  
☎ 0570-070-810

(通常は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の8時30分から17時15分まで相談を受け付けています)

### 函館～大間航路 運行ダイヤの変更について



函館～大間航路におきまして利便性向上を図るため、一部運行ダイヤを変更いたします。下記運航スケジュールをご確認の上ご利用くださいます様お願いします。

#### 函館～大間 (旧ダイヤ)

函館⇄大間 40km 所要時間:1時間30分

【旧ダイヤ】

函館発→大間着			大間発→函館着		
便	函館発	大間着	便	大間発	函館着
6	9:30	11:00	5	7:00	8:30
10	16:30	18:00	9	14:10	15:40



#### 函館～大間 (新ダイヤ)

函館⇄大間 40km 所要時間:1時間30分

【新ダイヤ】2023/1/4～6/30

函館発→大間着			大間発→函館着		
便	函館発	大間着	便	大間発	函館着
6	9:30	11:00	5	7:00	8:30
10	16:00	17:30	9	13:40	15:10

※ダイヤの変更は2023年1月4日以降となります。

#### ◆問合せ先

津軽海峡フェリー株式会社  
支店統括部 大間支店  
☎ 0175-37-3111  
FAX 0175-37-3438

#### ◆問合せ先

税務住民課 国民健康保険G

☎ 0175-27-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

### 農業・漁業用免税軽油の交付申請について

令和5年3月から使用する農業用および同年4月から使用する漁業用の免税軽油の交付申請を受け付けします。

#### ◆農業

12月5日(月)～16日(金)

#### ◆漁業

令和5年1月10日(火)

～20日(金)

#### ◆受付場所

県むつ合同庁舎1階 下北県税部

#### ◆問合せ先

下北県税部課税課

☎ 0175-22-8581(内207)

### 所有者不明土地問題の解消のための新たな制度について

相続により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する制度の新設や相続登記の申請義務化など、所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。又は青森地方法務局登記部門へお問合せください。

#### ◆問合せ先

青森地方法務局登記部門

☎ 017-776-6231

(自動音声案内 番号4番)

### 借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。秘密厳守・無料です。

#### ◆受付時間

月～金(祝日・年末年始除く)

#### ◆相談専用電話

017-774-6488

#### ◆問合せ先

東北財務局青森財務事務所 理財課

☎ 017-722-1463

FAX 017-777-3177

### まもなく名簿記載通知を発送します(裁判員制度)

11月中旬頃に、令和5年の裁判員候補者名簿に登録された方に対して通知をお送りします。これは、来年2月頃からの約1年間、裁判員に選ばれる可能性があることをお伝え

## お知らせ

## 募集

## イベント情報



### お知らせ

#### 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

##### ◆被保険者証の返却のお願い

窓口負担が2割になった方に、9月中に新しい被保険者証を交付し、古い被保険者証の返却をお願いしています。まだ返却されていない方は、被保険者証交付時に同封した返信用封筒にて返却くださるようお願いいたします。

##### ◆薬の飲み合わせに注意が必要な方、多くの薬を服用している方へ

- ① 薬の飲み合わせが悪いと、効果が十分に得られなかったり、反対に効きすぎたりすることがあります。
- ② 多種類の薬を処方されていると、飲み間違いや副作用が起こることがあります。

※上記①、②の可能性のある方へ、10月末にお知らせをお送りしました。お知らせが届いた方は、お知らせとすべてのお薬手帳を持参し、かかりつけ医又は、かかりつけ薬局にご相談ください。

##### ◆新たに後期高齢者医療制度に加入された方の保険料の納め方について

保険料は年金からの天引き(特別徴収)が原則ですが、新たに後期高齢者医療制度に加入された方は年金からの天引きが開始されるまで期間がかかるため、加入当初は納付書で納めていただくこととなります。

口座振替を希望される場合は手続きが必要です。これまで国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方も、改めて手続きが必要です。

##### ◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料の納付にお困りの方は市町村窓口へご相談ください。災害により住宅等に著しく損害を受けたり、世帯主の収入が著しく減少した場合など、保険料の減免が認められることがあります。保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い被保険者証が交付されることがあります。